

入札公告

【総合評価落札方式】

次のとおり、一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

平成25年1月21日

支出負担行為担当官 茨城労働局総務部長 河野 純伴

1. 調達内容

(1) 件名

官用車購入（交換）1台：小型乗用自動車

(2) 調達物件の特質等

別途、手交する仕様書等による

(3) 納車期限

平成25年3月15日（金）厳守

(4) 納車場所

水戸市宮町1-8-31 茨城労働局

(5) 入札方法

本入札は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行う。

入札金額は、登録手数料等の諸費用・自賠責保険料等、官用車の交換にかかる総額で行う。ただし、自動車重量税は除く。落札決定に当たっては、消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約価格から消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

(6) 性能等証明書の提出

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札者に対し、自らが納入しようと

する自動車の車名・型式・環境性能その他仕様書に定める要件に係る内容を示した「性能等証明書」の提出を求めることとする。

「性能等証明書」の様式については、入札仕様書とあわせて交付することとし、平成25年1月30日(水)までに 茨城労働局 総務部 総務課 会計第二係 あて提出すること。

2. 競争参加資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)及び破産者で復権を得ない者。

以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者。

(ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

平成22・23・24年度 関東・甲信越ブロックにおける「物品の販売等」に係る一般競争に参加する者に必要な資格「A」、「B」または「C」の等級に格付けされるものであること。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第9項に規定する特定補助金等(中小企業技術革新制度(日本版SBI R)。廃止前の新事業創出促進法第2条第7項に規定する特定補助金等を含む。)の交付を受けた中小企業者等であって、本入札公告に係る物品の製造に関する技術力を証明できる者であること。

(3) 一般競争に参加する者に必要な資格の審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者でないと認められる者であること。

- (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 茨城県内に本店または支店並びに営業所があり、購入自動車にかかる迅速なアフターサービス・メンテナンスが即日可能な体制が整備されている者であること。
- (7) 労働基準関係法令及び職業安定関係法令の規定を遵守していること。
- (8) 労働保険に加入し、かつ、保険料の未納がないこと。
- (9) 社会保険に加入し、かつ、保険料の未納がないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、厚生労働省発注役務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札事務に関する事項

(1) 電子入札システムの利用

本案件は電子入札システム (<http://www.ebid.mhlw.go.jp>) にて行う。

なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札によることができる。

(2) 仕様書の交付

入札仕様書の交付は、平成25年1月21日(月)から平成25年1月28日(月)12時00分までの間に 茨城労働局 総務部 総務課 にて交付する。

入札に関する説明会等は実施しない。

(3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31

茨城労働局 総務部 総務課 会計第二係

電話 029-224-6211

FAX 029-224-6245

(4) 入札書受付期限及び開札日時(電子入札の場合)

入札書期限 平成25年2月4日(月)10時00分

開札 平成25年2月4日(月)13時40分

(5) 入札の日時及び場所(紙入札の場合)

平成25年2月4日(月)13時30分(開札は、13時40分)

茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎 2階会議室

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争参加にあたり、

2.(2) に該当する者は、

ア. 全省庁統一資格審査結果通知書(写)

イ. 直近2年間の社会保険料及び労働保険料の納付を証明できる書類(領収書の写し・年金事務所長による証明等)

ウ. 法令遵守に関する申出書(様式は本公告に添付)

エ. 誓約書(様式は本公告に添付)

2.(2) に該当する者は、

ア. S B I R 特定補助金等の交付決定通知書、委託契約書、申請書、成果報告書等の写しで S B I R の採択事業者であったこと及びその研究開発内容が当該入札物件の分野に係るものであることが確認できる書類

イ. 研究開発の成果報告、申請する製品のカタログ等仕様を明記した資料、特許証の写し、公的試験機関に依頼した性能試験等のデータ、自己の性能試験等のデータ等、当該入札物件と同等以上の仕様の物件を製造する技術力があることを証する書類(納入実績の有無は不問)

ウ. 直近2年間の社会保険料及び労働保険料の納付を証明できる書類(領収書の写し・年金事務所長による証明等)

エ. 法令遵守に関する申出書(様式は本公告に添付)

オ. 誓約書(様式は本公告に添付)

を平成25年1月21日(月)から平成25年1月28日(月)12時00分までの間に提出(電子入札での参加の場合はシステムへ入力)し、入札仕様書の交付を受けなければならない。また、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を

を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、指定された日時に来られなかった場合においても同様に無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、環境性能と入札価格から算定する総合評価点が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で総合評価点が次点となった者を落札者とすることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
茨城労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

法令遵守に関する申出書

官用車購入（交換）に係る一般競争入札参加にあたり、労働基準関係法令及び職業安定関係法令の規定に違反する事実がないこと、また、今後も違反しないことを申し出ます。

なお、労働基準関係法令及び職業安定関係法令の規定に違反した場合又は違反した事実が判明した場合、速やかに通知することを申し出ます。

誓 約 書

私
当社
は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）
社名及び代表者

個人の場合は生年月日を記載すること。

法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。